

平成22年(ハ)第1176号

決 定

埼玉県川口市上青木3丁目15番1号

原 告 加 藤 忠 孝

東京都千代田区永田町1丁目7番1号衆議院事務局気付

被 告 長 妻 昭

上記当事者間の損害賠償請求事件について、当裁判所は、地方裁判所で審理するのが相当であると認め、職権により、民事訴訟法18条に基づいて、次のとおり決定する。

主 文

本件訴訟をさいたま地方裁判所に移送する。

平成22年10月18日

川口簡易裁判所

裁 判 官 小 嶋 良 保

これは謄本である。

平成22年10月18日

川口簡易裁判所

裁判所書記官 齊 藤 洋 哉

